

# 特別養護老人ホームに入所【介護老人福祉施設】

# 30日間ご利用の場合の概算

介護保険1割負担の方の場合の計算です。共通する加算は施設の体制等によって若干の相違があります。

## 利用料金目安(30日) 個室

	負担段階	自己負担金	居住費	食費	共通する加算	合計
要介護1	第1段階	16,710	9,600	9,000	3,324	38,634
	第2段階		12,600	11,700		44,334
	第3段階		24,600	19,500		64,134
	第4段階		34,500	41,400		95,934
要介護2	第1段階	18,750	9,600	9,000	3,446	40,796
	第2段階		12,600	11,700		46,496
	第3段階		24,600	19,500		66,296
	第4段階		34,500	41,400		98,096
要介護3	第1段階	20,850	9,600	9,000	3,572	43,022
	第2段階		12,600	11,700		48,722
	第3段階		24,600	19,500		68,522
	第4段階		34,500	41,400		100,322
要介護4	第1段階	22,890	9,600	9,000	3,695	45,185
	第2段階		12,600	11,700		50,885
	第3段階		24,600	19,500		70,685
	第4段階		34,500	41,400		102,485
要介護5	第1段階	24,870	9,600	9,000	3,814	47,284
	第2段階		12,600	11,700		52,984
	第3段階		24,600	19,500		72,784
	第4段階		34,500	41,400		104,584

## 利用料金目安(30日) 多床室

	負担段階	自己負担金	居住費	食費	共通する加算	合計
要介護1	第1段階	16,710	0	9,000	3,324	29,034
	第2段階		11,100	11,700		42,834
	第3段階		11,100	19,500		50,634
	第4段階		25,200	41,400		86,634
要介護2	第1段階	18,750	0	9,000	3,446	31,196
	第2段階		11,100	11,700		44,996
	第3段階		11,100	19,500		52,796
	第4段階		25,200	41,400		88,796
要介護3	第1段階	20,850	0	9,000	3,572	33,422
	第2段階		11,100	11,700		47,222
	第3段階		11,100	19,500		55,022
	第4段階		25,200	41,400		91,022
要介護4	第1段階	22,890	0	9,000	3,695	35,585
	第2段階		11,100	11,700		49,385
	第3段階		11,100	19,500		57,185
	第4段階		25,200	41,400		93,185
要介護5	第1段階	24,870	0	9,000	3,814	37,684
	第2段階		11,100	11,700		51,484
	第3段階		11,100	19,500		59,284
	第4段階		25,200	41,400		95,284

○その他の費用

預り金品管理料	(1月あたり) 2,000円
電化製品設置料	(1月あたり) テレビ250円 冷蔵庫500円
理容代	実費

○負担限度額認定による利用者負担段階

第1段階	・老齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給されている方
第2段階	・市民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	・市民税非課税世帯であって、利用者負担段階第2段階以外の方
第4段階	上記以外の方

○共通する加算 (1日あたり)

日常生活継続支援加算 36円 栄養ケアマネジメント加算 14円 精神科医師定期的療養指導加算 5円

看護体制加算(Ⅰ) 4円 夜勤職員配置加算 13円 口腔衛生管理体制加算 30円/月

介護職員処遇改善加算(Ⅱ) サービス利用料の 6.0%

○その他の加算(該当する方のみ算定する加算)

加算名	算定要件	目的
外泊時費用(246円/1日)	入院や外泊をした場合に6日を限度、月をまたいで連続した場合は12日間算定	入院、外泊時の準備を行います。
初期加算(30円/1日)	入所から30日間以内の期間。30日以上の入院後の再入所も同様に算定	施設に入所後、ご本人の心身の状態の把握等を行います。
療養食加算(6円/1回)	療養食(糖尿病食・腎臓病食等)を提供した場合	医師の食事箋に基づき、療養食を提供。疾病の悪化防止に努めます。
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下 144円) (死亡日の前日および前々日 680円) (死亡日 1,280円)	看取り介護の体制・振り返り・体制の改善が出来て、看取り介護を実施した場合	医師が終末期であると判断した入居者について、医師・看護師・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えられるようケアを提供することを目的とします。